

## マイナンバーカードによるオンライン資格確認について

当院では令和 5 年 3 月 1 日よりオンライン資格確認の運用を開始しておりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。

患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。

- ・当院宛の紹介状をお持ちの方は、問診票ご記入後、一緒にご提示をお願いいたします。
- ・マイナンバーカードで認証いただくことで、健康保険証の資格確認、高額療養費制度の負担区分等の情報が利用可能になります。

※各種医療証についてはマイナンバーカードでの確認が出来ないため、必ず窓口にてご提示をお願いします。

(乳児医療・身体障害者医療・難病医療・特定疾患・精神医療・更生医療・その他医療証等)

マイナンバーカードによる承認の有無による初診時の点数の違いは下記の通りです。

マイナンバーカード利用なし

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 4点

マイナンバーカード利用あり又は紹介状あり

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 2点